

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

川崎市で民間保育所を運営する場合には、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「認可基準条例」という。)及び川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(以下「運営基準条例」という。)並びに両条例の取扱いと両条例に定める基準を超えて必要となる事項を定めた川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)に基づき、運営していただく必要があります。以下においては、その基準等の主だった内容について、説明します。

1 利用定員について

利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として、認可定員の範囲内で定めることとされていますが、その設定にあたっては、運営基準条例第4条に下限人数と利用定員を定める区分が規定されており、その他、同条例第22条及び取扱要綱第2条に、次のとおり定員の遵守及び弾力化等について規定されています。

○本市における保育の実施にあたっては、利用定員及びその歳児別内訳に従って行うことを基本とするが、認可基準条例に定める設備及び職員配置の基準等を逸脱しない範囲において、運営基準条例第22条ただし書に基づき、定員の弾力化を図ってよいものとする。

○ただし、その弾力化は概ね125%までとし、それを超える場合又は連続する過去5年度間常に定員を超え、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合は、定員を増員するよう指導するものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

2 設備の基準について

設備の基準については、認可基準条例第45条に次のとおり規定されています。

【乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合（認可基準条例第45条第1項）】

○乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

○乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3. 3㎡以上とすること。

○乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

【満2歳以上の幼児を入所させる場合（同条第2項）】

○保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む、以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。

○保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1. 98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3. 3㎡以上であること。

○保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

3 職員の配置について（※今後、取扱いが変更になることがあります。）

職員の配置については、認可基準条例第47条に定めがあるほか、取扱要綱第5条に詳細に規定されています。また、同条例附則第6項～第10項等により、当分の間、保育士配置に係る特例が設けられています。

○本市の民間保育所には、保育士、嘱託医、調理員のほか、施設長を置くこと。

○施設長は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に定める施設長の要件を満たすものとし、利用定員が60人未満の施設にあっては、併せて保育士資格を有する者とする。

○保育士の数は、乳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人、3歳児15人につき1人、4・5歳児25人につき1人以上とし、1の保育所につき2人を下回らないこと。（※当分の間、条例改正前の配置基準（以下、「旧基準」という。）によることも妨げないものとする。）

○前記保育士の数の算定方法は、年齢別の実員を各職員配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て、得た数を合計した後に小数点以下を四捨五入して得られる数とし、その配置は、常勤とする。

○上記に定めるもののほか、保育士の数は、利用定員が90人以下の施設にあっては1人、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設にあっては1人、主任保育士を主任業務に専任化させるための子どものための教育・保育給付費等の加算を受ける施設にあっては1人、専任の保育士を増員することで、キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備するための子どものための教育・保育給付費等の加算を受ける利用定員120人以下の施設にあっては1人、同加算を受ける利用定員121人以上の施設にあっては2人までを常勤又は留意事項通知に定める常勤換算値にて配置するものとする。

○さらに、休憩休息保育士として、当分の間、年齢別利用定員又は実員を各職員配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨てた数を合計した後に小数点以下を四捨五入して得られる数で多いほうの数を4で除して、小数点第1位を切り上げて得られる数、及び年休代替保育士として、各施設1人を常勤にて配置するよう努めるものとする。（※旧基準を適用する施設についても、3歳児については「15対1」、4歳児以上については「25対1」という配置基準を用いる。）

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

＜必要保育士（常勤人数）の算出表＞

必要保育士の配置基準		人数の換算方法
A 条例保育士 ア 0歳児児童数(実員) イ 1・2歳児児童数(実員) ウ 3歳児児童数(実員) エ 4・5歳児児童数(実員)	児童3人につき1人 児童6人につき1人 児童15人につき1人※ 児童25人につき1人※ ※旧基準によることも妨げない	$\frac{\text{ア}}{3} \text{ (小数点第2位以下切り捨て)} + \frac{\text{イ}}{6} (") + \frac{\text{ウ}}{15※} (") + \frac{\text{エ}}{25※} (")$ (小数点第1位を四捨五入) ※旧基準によることも妨げない
B その他国基準等保育士	以下の要件につき各1人 ・定員90人以下の場合 ・保育標準時間認定児を受入れる場合 ・主任保育士を専任化する場合 ・専任の保育士を増員し、チーム保育体制を整備する場合 (利用定員120人以下、利用定員121人以上のときは2人まで)	
C 市加配保育士 1 休憩休息保育士	利用定員と実員でAの算出方法※を用いて求められる数のうち多いほうの人数の4人につき1人 ※旧基準適用施設も、3歳児「15対1」、4歳児以上「25対1」の配置基準を用いる。	左記算出した人数÷4(小数点第1位を切上げ) +1(年休代替保育士)
2 年休代替保育士	各施設1人	

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

○本市における調理員の数、利用定員の区分に応じて、40人以下の施設においては1人、41人以上の施設においては2人を常勤にて配置するものとする。なお、調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないようにするものとする。（国基準）

○調理員数は、上記の数のほか、利用定員の区分に応じて、61人以上150人以下の施設においては1人、151人以上240人未満の施設においては2人、240人以上の施設においては3人を常勤にて配置するよう努めるものとする。なお、調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、本基準を下回らないように努めるものとする。（市加配）

＜必要調理員（常勤人数）の算出表＞

40人以下	1人（国基準1人）
41人以上 60人以下	2人（国基準2人）
61人以上150人以下	3人（国基準2人＋市加配1人）
151人以上240人未満	4人（国基準2人＋市加配2人）
240人以上	5人（国基準2人＋市加配3人）

○本市の民間保育所における嘱託医は、川崎市医師会から推薦を受けた医師とする。

○本市の民間保育所にあつては、保育士、嘱託医、調理員のほか、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）及び栄養士を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。

○看護師等を常勤として配置した場合は、1人に限り、保育士としてみなすことができるものとする。

○栄養士を常勤として配置した場合は、国及び市の加配調理員の数に、配置した栄養士の人数分を含められるものとする。調理業務を全部委託する施設にあっても、委託業務を行う上で、同様の取り扱いとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

4 障害児保育について

障害児保育については、取扱要綱第6条に次のとおり規定されています。

- 本市の民間保育所にあつては、障害児の受入れは全施設で実施するものとする。
- 障害児の受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定するものとする。
- 障害児の受入れにあたり、通常の職員体制では、受入れが困難な場合には、職員の加配を行うものとする。

5 開所日・開所時間等について

開所日・開所時間等については、認可基準条例第48条、取扱要綱第7条及び第8条に次のとおり規定されています。

- 保育所の開所日は、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日を原則とする。
- 土曜の保育については、1人でも利用希望がある場合には開所するものとし、1人も利用希望がない場合には、この限りではない。
土曜保育の実施にあつては、あらかじめ、利用者と十分な連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるように努めるものとする。
- 本市の保育所の開所時間は、1日につき11時間を原則とし、7時～18時又は7時30分～18時30分のいずれかとする。
- 保育所ごとに、短時間認定の児童を受入れる「中心となる8時間の保育時間（以下「コアタイム」という。）」を定めなければならないが、本市では、8時30分～16時30分又は9時～17時のいずれかとする。
- 各入所児童の保育時間については、福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、標準時間認定の場合は11時間の開所時間の範囲内、短時間認定の場合は8時間のコアタイムの範囲内、入所している乳幼児の保護者の状況等を考慮して、保育所の長が定めるものとする。
- ならし保育中の保育時間については、子どもが保育所の生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとするが、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くないよう配慮するものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

6 延長保育について

延長保育については、子ども・子育て支援法第59条第2号に定める「時間外保育」として位置づけられ、本市では、その取扱いについて、川崎市延長保育事業実施要綱に次のとおり規定しています。

○本市の民間保育所の延長保育時間は、開所時間の違いにより、次の4通りとなる。

<パターン1>

開所時間	延長保育時間
7:00～18:00	18:00～19:00

<パターン2>

延長保育時間	開所時間	延長保育時間
7:00～7:30	7:30～18:30	18:30～19:00

<パターン3>

開所時間	延長保育時間
7:00～18:00	18:00～20:00

<パターン4>

延長保育時間	開所時間	延長保育時間
7:00～7:30	7:30～18:30	18:30～20:00

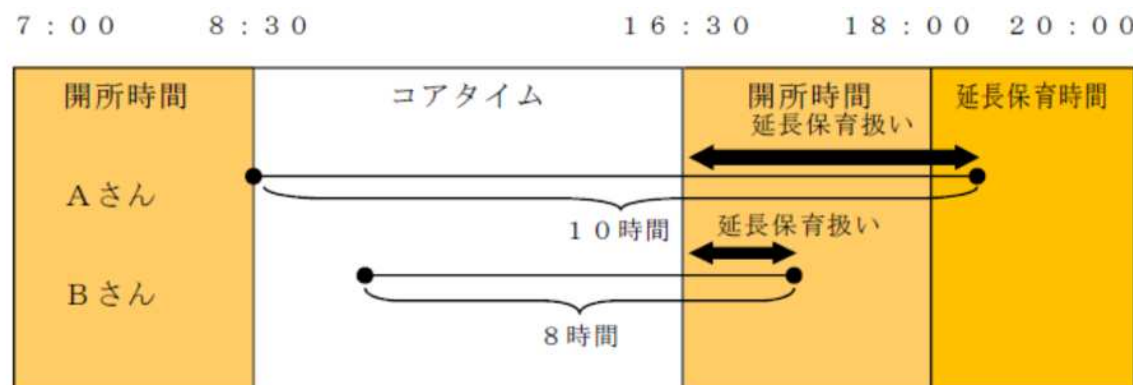
※新規開設の場合には、パターン3又は4のいずれかから、選択するものとなります。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

○また、短時間認定児がコアタイムの時間外で保育を必要とする場合にも、延長保育扱いとなるものである。

<短時間認定児の延長保育イメージ>



○具体的な延長保育の利用の可否及び延長時間の設定にあたっては、保育必要量の認定に関わらず、各利用者の就労や通勤の時間等を加味して、利用の可否と必要と認められる時間を施設長が判断し、決定するものとする。

○延長保育時間の職員配置については、利用児童の年齢別の人数に応じて、開所時間内と同じ職員配置基準(最低、保育士2人)によるものとするが、その雇用形態は、責任をもって対応できるものであれば、常勤職員に限らないものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

○延長保育時の補食等については、開所時間後の延長保育においては、提供することとし、開所時間前と短時間認定児の開所時間内の延長保育においては、提供を要さないものとする。なお、その提供に要する費用は実費徴収による(公立保育所においては、1,500円)ものとする。

○保育所は、市外に居住し市内の保育所で延長保育を実施している児童分を含めた本事業に関わる費用を請求する。

○延長保育料については、市が定める月額料金によるものとし、次のとおりとする。

延長保育時間	延長保育料
30分	1,000円
1時間	2,000円
1時間30分	3,000円
2時間	4,000円

※生保世帯・市民税非課税世帯、保育料が免除された世帯は
免除とする。

○延長保育のスポット利用(日単位の利用)については、施設によって実施可能とする。なお、その際のスポット利用料については、1日につき30分までの保育利用を1単位とし、その単位ごとに500円乗じた額をガイドラインとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

7 給食提供について

給食提供については、認可基準条例第14条に施設内調理や事前の献立作成等の定めがあるほか、取扱要綱第11条に次のとおり規定されています。

- 保育所において食事を提供するときは、保育所内で調理する方法により行わなければならない。
- 本市の民間保育所における給食は、3歳未満児に対しては、主食及び副食を提供するものとし、3歳以上児に対しては、主食及び副食又は副食を提供するものとする。ただし、平成27年4月1日以後に設置する保育所においては、3歳以上児に対しても、主食を提供するものとする。
- 給食を提供するときは、子どもの発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮して、離乳食、除去食、配慮食等の対応をできる限り行うものとする。
- 除去食の提供にあたっては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。
- 献立の作成にあたっては、必要に応じて、市から提供する統一献立を参考とするものとする。
- 必ず事前に検食を実施するものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

8 児童の健康管理について

児童の健康管理については、認可基準条例第15条に健康診断の定めがあるほか、取扱要綱第9条に次のとおり規定されています。

- 本市の保育所にあつては、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的かつ必要に応じて随時に、把握をするものとする。
- 本市においては、入所時の健康診断は、入園前に行うものとし、定期の健康診断は、原則として2か月に1回行うものとする。
- ただし、原則として定期の健康診断を行わない月であっても、嘱託医における保育所への出勤を受け、子どもの健康管理に係る助言・指導や、個別に健康状態等の確認が必要な子ども及び当該健康診断を行わない月に受診時期を分散した子どもに対する健康診断を実施するものとする。
- 入所時の健康診断は、全ての子どもに実施するものとし、定期の健康診断は、0・1歳児にあつては原則として2か月に1回、2歳以上児にあつては原則として4か月に1回実施するものとする。ただし、4月から7月のプールの実施前までに行う定期の健康診断は、プール前健康診断として、全ての子どもが受診できるよう努めるものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

○この他、年1回、歯科健康診査を実施するものとする。

○本市の民間保育所にあつては、感染症等の発生に伴う出席停止状況について、毎月、嘱託医に報告をし、必要に応じて、保健所や市にも連絡の上、その指示に従うものとする。また、保護者や職員にも、その状況を連絡し、協力を求めるものとする。

○本市の民間保育所にあつては、投薬は原則、行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。

○乳幼児突然死症候群の予防のため、子どもの睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講じるものとする。

【補足】職員の健康診断等（取扱要綱第10条）

○本市の民間保育所に勤務する職員については、雇入時及び定期的に健康診断を実施するとともに、調理・調乳等に従事する全ての職員については、毎月、事前の検便を行い、異常がないことを確認するものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

9 苦情への対応等について

苦情への対応等については、認可基準条例第20条に定めがあるほか、運営基準条例第30条と取扱要綱第16条に次のとおり詳細に規定されています。

- 本市の民間保育所にあつては、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとし、その体制については、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。
- 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 苦情に関して、市が行う報告の提出命令等や設備等の検査に応じ、市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 市から求めがあつた場合には、その改善内容を市に報告しなければならない。

10 事故の防止と発生時の対応について

事故の防止と発生時の対応については、認可基準条例第22条に定めがあるほか、運営基準条例第32条と取扱要綱第12条に次のとおり規定されています。

- 本市の保育所にあつては、事故対応や事故防止のための指針整備、事故報告とその改善策の周知徹底体制整備、事故防止のための委員会開催と定期的な職員研修の実施などの事故防止のための措置を講じるものとする。
- 事故が発生した場合には、速やかに家族に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについては、市へも連絡及び報告を行うものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

11 安全計画と業務継続計画の策定について

安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)は、認可基準条例第21条の3に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

- 本市の保育所においては、児童の安全の確保を図るため、保育所の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全計画を策定し、それに従い必要な措置を講じなければならない。
- 保育所の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

業務継続計画は、認可基準条例第12条に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

- 保育所の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、それに従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めるものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

12 運営規程と重要事項説明について

運営規程は、認可基準条例第17条及び運営基準条例第20条に、その策定が規定されたものです。

また、運営基準条例第5条第1項に基づき、保育の提供の開始に際して、あらかじめ、重要事項の説明を利用者に行うことが規定されています。これらの内容、方法等は次のとおりです。

- 本市の保育所における運営規程の策定においては、条例に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を策定(別途配布する雛形を参照)するものとする。
- 重要事項の説明は、保護者に対し、文書を交付して説明を行い、保育の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならないものとする。
- 本市の保育所における重要事項説明書の作成においては、運営規程同様、別途配布する雛形を参考に、説明書を作成するものとする。

13 上乗せ徴収・実費徴収の取扱いについて

上乗せ徴収及び実費徴収の取扱いについては、運営基準条例第13条及び附則第2項に基づく同条3項の読み替え並びに取扱要綱第17条により、次のとおり規定されています。なお、「保育所における付加的な保育の提供に係る費用徴収について」(令和3年3月31日付け2川こ保1第1343号通知)にて本市における取り扱いを整理しています。

- 上乗せ徴収については、市が定める最低基準及び上乗せ基準を超えて、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価であって、公定価格及び市の加算額をもってもなお不足額がある場合に、その差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを保護者から受けることができる。
- 支払いを受けることが認められるものは、別に市が定め、または、認めるものに限るものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

- また、その費用を保護者の選択によらずに一律に徴収しようとする場合には、各家計に与える影響を考慮して定めなければならないものとする。
- 実費徴収については、保育を提供する上で、便宜的に要する費用のうち、日用品、文房具その他の物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、3歳以上児の主食費・副食費などのほか、保育所の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものに行うことができるものとする。
ただし、副食費については、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降(第1子・第2子ともに利用児童)は免除。また、徴収額は、月額4,500円を目安とする。
- 上乗せ徴収・実費徴収を行った場合は、当該費用に係る領収証を保護者に対し交付しなければならない。
- 上乗せ徴収・実費徴収を求める場合は、あらかじめ、当該費用の額と用途並びに支払を求める理由を書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得るものとする。ただし、実費徴収に係る同意については、文書によることを要しないものとする。

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

資料2-1

14 会計及び経理処理について

会計及び経理処理については、運営基準条例第33条に保育事業と他事業に係る会計を区分するよう規定があるほか、取扱要綱第19条に次のとおり詳細に規定されています。

○本市の民間保育所にあつては、運営基準条例第33条に規定する区分経理により、本市の会計年度と合致させた特定教育・保育事業に係る会計区分(以下「事業区分」という。)の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び保育所を経営する事業に係る現況報告書を作成するほか、施設ごとに独立した会計区分(以下「拠点区分」という。)を設け、拠点区分の収支予算書、収支計算書又は損益計算書(当該収支計算又は損益計算に係る明細書・内訳表を含む。)及び貸借対照表を作成するものとする。

○また、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、事業区分に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。

○上記の財務関係書類の提出は、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類の提出に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に法人全体の直近の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の提出と併せて行うものとする。

○本市等から支給される子どものための教育・保育給付費等の用途については、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)に定めるところにより取扱うものとする。